

地域森林資源利活用システム構築支援事業 Q & A 目次

R 6. 11. 22作成

Q & A分類	項目
1. 補助事業全般	1-1 ~ 1-4
2. 補助申請	2-1 ~ 2-10
3. システム計画	3-1 ~ 3-14
4. メニュー① 共同土場の利用に要する経費	4-1 ~ 4-6
5. メニュー② 新たに取り組む運搬等に係る経費	5-1 ~ 5-12
6. メニュー③ 林地残材活用に伴う備品の購入、機械のレンタル経費	6-1 ~ 6-5
7. メニュー④ 林地残材活用推進に伴う設備の導入経費等	7-1 ~ 7-3

●改訂履歴

年月日	改訂内容
R 6. 11. 22	作成

1. 補助事業全般

Q 1 - 1 補助の対象となる事業はどのような事業か？

A：木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムとして信頼関係のあるサプライチェーンを構築することにより、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進め、地域の森林整備の一層の推進を図ることを目的とした事業になります。

具体的には別表 1 に記載している以下の事業内容が対象となります。

- ①共同土場の利用に要する経費
- ②新たに取り組む運搬等に係る経費
- ③林地残材活用に伴う備品の購入、機械のレンタル経費
- ⑦その他（林地残材活用推進に伴う設備の導入経費等）

ただし、前記に関わらず下記の事業は対象事業としません。

- ①国又は県の支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- ②国又は県が出資する財団法人等から助成金を受けた事業
- ③宗教的活動に関する事業
- ④政治的活動に関する事業
- ⑤公序良俗に反する事業

Q 1 - 2 未利用材等活用システム構築支援事業との違いは？

A：未利用材等活用システム構築支援事業（R 5 年 11 月補正）により、川上から川下までの関係者が連携して森林資源の活用に係るサプライチェーンの構築に対する取組に対し支援。支援を契機に林地残材を含めた未利用木質資源の活用の取組が進められています。

しかし、樹種など地域的な課題はまだあり、地域的な課題解決に対し取り組むサプライチェーンの取組として追加的に実施するため、本事業を予算化したところ です。

サプライチェーンの構築の取組に対する支援という点は変わりませんが、未利用材等活用システム構築支援事業は、C材の供給不足に伴う、D材を含めた森林資源の活用のためのサプライチ

エーの構築を実証的に進めることにより発電所等への燃料材供給不足の解消を目的しているのに対し、本事業の目的は、未利用材等活用システム構築支援事業の趣旨を踏まえつつ、主に地域の課題となる林地残材等の供給体制を構築するような取組に対し支援することで、主にD材の安定供給の推進と、地域の森林整備の推進を目的としています。

Q 1 - 3	補助事業に応募できる者は誰か？
---------	-----------------

A：長野県内に事業所を有する森林組合、民間事業者等であり、具体的な事業主体は別表 1 のとおりです。なお、国又は地方公共団体は対象になりません。

なお、事業主体は、事業実施後 3 年間は地域森林資源利活用システム計画（以下、「システム計画」という。）に沿って林地残材を含めた森林資源の活用を実施・検討する旨の協定をあらかじめシステム計画の参画者同士で結ぶことが必要です。

ただし、次に掲げる者は対象になりません。

- ①暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体であること
- ②政治的な活動及び宗教活動を目的とする団体であること

Q 1 - 4	未利用材等活用システム構築支援事業で参画事業体として参画した事業者も対象となるか？
---------	---

A：新たなシステム計画のもと必要な事業費として認められるものについては、参画した事業者も対象となります。

なお、未利用材等活用システム構築支援事業の継続的な取組に係る事業費と判断されるものについては、本事業の適用対象外となります。

2. 補助申請

Q 2 - 1	申請の窓口は？
---------	---------

A：補助金の申請は、申請者の事業所を管轄する地域振興局へ申請していただくようお願いします。
事業の技術的指導についても地域振興局林務課で行っていますのでご相談ください。

補助金の申請は、別表 1 の事業種目、事業内容により事業主体が個別に行うものとしませんが、
事業主体が同一の場合は、事業種目、事業内容をまとめて申請することは可能です。

なお、システム計画の募集・審査・承認は県庁が窓口となります。

【事業実施にあたっての窓口】

- | | |
|------------|----------------------|
| (1) システム計画 | 県庁林務部県産材利用推進室 |
| (2) 補助金の申請 | 申請者の事業所を管轄する地域振興局林務課 |

Q 2 - 2	システム計画承認後、例えば素材生産業者が新たに加わり補助事業を受けることは可能か？
---------	---

A：システム計画で承認していない事業者が補助事業を受けることはできません。

Q 2 - 3	システム計画では、中間土場でチップ化し、供給施設へ運搬する仕組みであったが、現地で検証した結果、供給施設へチップ化する仕組みに変更することは可能か。
---------	--

A：実証事業であるため、システム計画で承認した参画事業体の中で実施する場合において、システム計画で承認した計画趣旨に沿っている場合は、変更することは可能です。

なお、システム計画で承認した参画事業体以外が参入し、当初のシステム計画と異なる実証を行う場合や、システム計画で計画していない中間土場を利用する場合等は補助の対象になりません。

Q 2 - 4	未利用材等活用システム構築支援事業において補助金申請した事業者は、本事業の補助金の申請をすることは可能か？
---------	---

A：システム計画で新たな取組として承認された内容であれば、未利用材等活用システム構築支援事業で補助金申請した事業者でも補助金を申請することは可能です。

(未利用材等活用システム構築支援事業の取組とは別の取組として実施しているものとして申請されるため)

Q 2 - 5	川下側（発電所等）は補助金の申請はできるか？
---------	------------------------

A：対象となりません。

要領別表 1 により、事業主体は、「システム計画に需要者（川下）へ林地残材を含めた木質資源の供給を目的として実施主体として位置付けられた者」としています。需要者（川下）へ林地残材を含めた木質資源の供給を目的としたサプライチェーンの構築に向けた取組に対する費用な経費の補助であり、需要者（川下）への補助金申請は想定していません。ただし、需要者（川下）が木材の生産者（川上）、流通・加工事業者（川中）、の立場として取組む場合は、補助金申請の対象となります。

なお、システム計画については、供給先（川下）を踏まえた上で計画をつくることとなるため、川下を含めた協定の締結が必要となります。

Q 2 - 6	未利用材等活用システム構築支援事業と本事業において、補助金の事業メニューは異なるのか？
---------	---

A：サプライチェーンの構築に対する取組への支援という点では変わりませんが、未利用材等活用システム構築支援事業の実施及び本事業の趣旨を踏まえて以下のとおり補助金の事業メニューを変更しています。

	未利用材等活用システム構築支援事業	地域森林資源利活用システム構築支援事業	本事業の対象
補助メニュー	サプライチェーンの立上げ及び初期の運営経費	-	×
	新たに取り組む未利用材等の運搬等に係る経費	新たに取り組む運搬等に係る経費	○
	共同土場の利用に要する経費	共同土場の利用に要する経費	○
	機械類のレンタル経費	林地残材活用に伴う備品の購入	○
	備品購入経費	機械のレンタル経費	○
	チップ受入施設の改修経費	-	×
その他（ICTを活用した流通システムの導入経費）	その他（林地残材活用推進に伴う設備の導入経費等）	○	

Q 2 - 7	未利用材等活用システム構築支援事業の補助金申請窓口は県庁だったのに、今回の補助金申請の窓口は地域振興局である理由は？
---------	--

A：未利用材等活用システム構築支援事業は、圏域をまたぐ可能性もあり、初めての事業であり事業メニューも多いことから個別の事例により対応するケースが想定されたことから、県庁を窓口として対応していました。

未利用材等活用システム構築支援事業の実施により、地域振興局の担当者も相談窓口になっていること、想定される補助申請のケースが分かったことより、地域森林資源利活用システム工特支援事業においては、補助金申請の窓口を地域振興局としました。

Q 2 - 8	1つの計画の中で個々の事業者が事業主体として補助事業を進めることになるが、補助金交付決定、確定及び支払いなどについても個々の状況で行われるのか（終わった順に支払い等してもらえるのか）。
---------	--

A：システム計画承認後の補助事業の申請は、個々の補助事業者で申請をすることになるため、補助金の交付決定、額の確定及び支払いも、個々の事業者ごとに行われることとなります。

Q 2 - 9	事業実施後、事業費の変更により増額が発生した場合は対応可能か？また、事業費の変更により減額することは可能か？
---------	--

A：システム計画で承認された補助金額（最大 20,000 千円）を超えない範囲（ただし予算状況による）であれば補助金額の増減額の対応は可能です。なお、申請については要領に沿って事務処理をお願いします。

Q 2 - 10	補助事業の実施について、止むを得ず繰越することは可能か？
----------	------------------------------

A：原則繰越することはできません。止むを得ない場合、R 7年度へ繰越することは可能です。なお、手続きについては、申請窓口にて事前に相談願います。

3. システム計画

Q 3 - 1 補助金交付申請を行うにあたって必要な手続きは？

A：事業の実施にあたっては、あらかじめシステム計画を提出し、その承認を受ける必要があります。承認されないシステム計画に基づく補助金交付申請は対象になりません。

Q 3 - 2 システム計画とはどういったものか？

A：本事業を実施する上で、新たな取組みとして実施するための事業構想です。要領様式 1 号に基づき、どのような事業者の中で、どういったスキームで新たな取組をするかということ具体的に記載し提出してください。

具体的に説明できるよう、添付資料（様式は任意）等を活用しながらシステム計画を作成してください。

Q 3 - 3 新たな取組とはどういったものか？

A：木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムとして信頼関係のあるサプライチェーンを構築することにより、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進めることを目的として新たに参画する事業者間で取り組むものが対象となります。

他の事業者が行っている既存の取組みであっても、今回新たな事業者間で行う場合は新たな取組とすることは可能です。

Q 3 - 4 システム計画は 1 者で申請することは可能か？

A：システム計画における構成員は、木材の生産者（川上）、流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）それぞれ 1 者以上含めるものとして作成してください。なお、同一事業者であっても、例えば川上と川下のように複数の機能を有している事業者の場合は、重複して構成員になることは可能ですが、本事業の趣旨はサプライチェーンの構築であるため、複数の事業者でシステム計画を作成するようお願いします。

そのため、川上、川中、川下の機能を 1 事業者で有している場合があった場合でもサプライチェーンの構築という趣旨に沿わないため、申請することはできません。

Q 3 - 5 1 計画の補助金上限 20,000 千円の定義は？

A：1 計画で申請できる補助金の総額が 20,000 千円以内という意味です。

Q 3 - 6	複数のシステム計画に参画することは可能か？複数のシステム計画で補助金の申請を受けることは可能か？
---------	--

A：複数のシステム計画に参画することは可能です。ただし、補助金の申請については、いずれかの1計画においてのみとし、他のシステム計画では参画のみ可能としています。

Q 3 - 7	県外のバイオマス発電に供給する取組も対象となるか？
---------	---------------------------

A：対象外です。県内で消費することを目的としたシステム計画が対象となります。

Q 3 - 8	林地残材を含めた未利用木質資源等の活用について、未利用材はどの程度活用する計画であればよいのか？
---------	--

A：計画で活用しようとする木質資源のうち、過半は林地残材等を利用する目的として計画し、実施するよう努めてください。なお、林地残材とは、いわゆるD材です。

Q 3 - 9	計画承認後に参画事業体を追加することは可能か。
---------	-------------------------

A：追加することはできません。

なお、補助事業を受けるにあたって追加することはできないという意味であり、補助対象外の取組の中で、参画事業体の追加を妨げているものではありません。

Q 3 - 10	市町村はシステム計画に参画することは可能か。
----------	------------------------

A：本事業の補助対象事業者は、民間事業者・団体等（国又は地方公共団体を除く）としています。一方で、システム計画を計画するにあたって、参画事業体として必要であれば市町村等も含めることは排除しません。ただし、補助事業の申請の対象外となりますのでご留意願います。

Q 3 - 11	システム計画書に「林地残材等の活用目標」欄があるが、未達成となった場合にペナルティ等はあるか。
----------	---

A：本事業は、新たな取組みを支援することが目的の事業であり、実績値が目標値を下回る場合であっても特段のペナルティはありません。

ただし、本事業は、林地残材等未利用材を含めた森林資源の新たな活用法を検討するための支援事業であり、今後の事業展開等の検討にあたり、本事業の成果等を検証する必要があります。そのため、要領第20のとおり、本事業の実績等資料提供等の依頼があった場合は、協力しなければならないこととなっています（長野県が別途委託した調査会社等から調査する場合も、同様です）。

Q 3 -12	国有林からの材の供給・搬出する取組もシステム計画に反映させることはできるか。
---------	--

A：民有林の中での取組を想定していることから、システム計画の対象外とします。

Q 3 -13	要領第3に規定されている協定書は、システム計画提出時点で締結している必要があるか。また、協定書の締結方法は連名か、それとも代表者が個別で締結してもよいか。また、締結者は代表者でなければならないか。
---------	--

A：本事業は、川上から川下までの関係者が連携して新たな活用システムを構築することを前提としているため、遅くともシステム計画承認後ただちに、システム計画で予定している参画事業者間で協定者の締結ができるようにしてください（要領別表2参照）。

協定書の様式は任意としていますので、事業実施後3年間は活用計画に沿って林地残材を含めた森林資源の活用を実施・検討する旨の他、参考様式に沿って作成いただければと思います。

参画者間で合意形成していることが分かれば、連名か個別か等の締結方法は問いません。また、締結者は事業体の代表者を基本としますが、事業体内の責任者が締結しても可能とします。ただし、あくまでも協定書は事業体として合意したということになります（仮締結の意味ではありません）。締結にあたっては留意願います。

Q 3 -14	要領様式第1号の5の（2）における事業主体の所在地はどこを記載すればよいのか。
---------	---

A：事業主体の会社の所在地を記載してください。営業所がある場合は、営業所の所在地を記載してください。

4. メニュー①共同土場の利用に要する経費

Q 4 - 1	共同土場の利用に要する経費は、共同土場の用地取得経費も補助の対象となるか。
---------	---------------------------------------

A：用地取得にかかる経費は補助対象としません。（補助対象期間中の使用土場の借上経費は補助対象とします。）

Q 4 - 2	土地所有者から賃借して実施する場合、対象となる賃借料は補助金交付決定後の「賃借契約締結」を始期として補助対象として良いのか、それとも敷砂利や舗装などが全て完了し土場として供用開始となった以降の賃借を補助対象にしなければならないか。
---------	---

A：計画補助事業であるため、事業着手は交付決定後となります。そのため、土地の賃貸契約を結ぶ場合は、交付決定後に契約を締結するものが補助の対象となります。なお、本事業は、要領第6により早期着手をすることは可能ですので、早期着手の手続きを行えば交付決定前着手は可能です。

また、本事業は、新たな取組として実施するための支援であるため、敷砂利や舗装など整備をする前提として、予め土地の賃貸契約を結ぶ必要があれば、敷砂利や舗装等の整備が完了しなくとも補助の対象とすることは可能です。

Q 4 - 3	要領別表1に「2年間以上、計画に位置付けられた者が共同して使用するものとする」となるが、2年間分の賃料が補助対象となるか。それとも事業実施期間中（令和6年度中）の賃料のみ補助の対象となるのか。
---------	--

A：令和6年度中の取組として補助しているものであり、土地の賃貸に対する補助の対象期間は令和6年度中が対象になります。なお、やむを得ず繰越をする場合は、繰越後の完了期限までが補助の対象期間となります。

（なお、実績報告を提出し、補助金の確定までを令和6年度中に完了することが前提であるため、賃貸の場合は令和6年3月31日までが補助対象とならない可能性があります。やむを得ず繰越をする場合も同様であり、繰越後の年度内に完了することが前提であることから、令和7年度末である令和7年3月31日までの賃貸借期間を設定しても補助対象とならない可能性があります。）

Q 4 - 4	共同土場の利用に要する経費の内、使用土場を管理するために必要な備品類の購入及び設置経費とはどのようなものを想定しているか。
---------	---

A：使用土場の管理に必要な移動式トラックスケール等の購入、現場事務所や侵入防止柵の設置等を想定しています。また、使用土場は一時的使用を前提とするため、工作物等の設置については基礎工事が不要な簡易なものを想定しています。

Q 4 - 5	土場の運営に係る保険料は補助の対象となるか。
---------	------------------------

A：保険料は対象になりません。事業者の運営に係る経費は補助の対象外とします。

Q 4 - 6	今後継続的な利用を見込んでアスファルト舗装や建屋は補助の対象になるのか。また、移動式トラックスケールではなく埋め込み式のトラックスケールも補助の対象とすることはできるか。
---------	---

A：今回の事業は、新たな取組みを始めるための初期費用の支援です。そのため、一時的な使用を目的として利用する経費に対し補助することを想定しています。

一方で、共同土場の利用については、本事業終了後もある程度数年間は継続的に利用していくことを前提としており、その目的を達成するため、ある程度恒久的な使用として一部をアスファルト舗装にする、トラックスケール場など負荷がかかる部分についてのみコンクリート基礎を行う必要であるという場合は補助の対象とすることは可能です。ただし、建屋や全面コンクリート舗装のように耐用年数が長いものは補助の対象としません。

なお、舗装や埋め込み式トラックスケールなど施設を補助対象とした場合、要領第 13 により耐用年数に相当する期間までは、補助の目的に沿った事業運営が必要であり、違反すると補助金返還の可能性が生じることとなります。

また、事業費が過大となっても補助金額の上限は 1 事業者最大 20,000 千円となります。

5. メニュー②新たに取り組む運搬等に係る経費

Q 5 - 1	運搬経費の補助対象は、D材のみが対象か。
---------	----------------------

A：補助対象とする経費の過半は、林地残材（D材）の運搬を対象としてください。

Q 5 - 2	素材生産現場→中間土場（素材生産業者が運搬）、中間土場→活用施設（需要者が運搬）といったように、複数の者が運搬するケースは、どのような申請方法が考えられるか。
---------	---

A：補助事業の申請は、活用計画の承認後、事業者が個々で申請することとなります。原木等の運搬は、最終目的地である川下（需要者）に行くまでの、一事業者が運搬する同一の原木等に係る経費を最大 1,000 円/t を上限に補助するものとします。なお、中間土場にいったん運搬し、チップ化した後、さらに川下までへ運搬する場合等も想定されます。運搬事業者が異なる場合は、それぞれの事業者で申請することは可能ですが、同一の運搬事業者であれば、一連の経路全てが運搬対象経路となり、起点ごとで分けて申請しても、補助金額の上限は 1,000 円/t となります。

Q 5 - 3	林地残材有効活用推進支援事業との両方の補助の申請は可能か。
---------	-------------------------------

A：林地残材有効活用推進支援事業（以下、林地残材搬出事業という。）で搬出した林地残材も補助の対象とすることは可能です。ただし、メニュー②は、運搬量の概ね過半を林地残材（枝条、梢端、根本（タンコロ）、伐根）として努める規定の一方で、林地残材搬出事業は、搬出量の概ね過半は枝条として努める規定のため、両事業が求める林地残材の内容に違いがあることに留意した上で申請してください。

なお、申請にあたっては補助対象の経路が重複しないよう整理の上、申請する必要があります（重複することが判明した場合は補助金返還の可能性あります）。

Q 5 - 4	未利用材等活用システム構築支援事業と併用して申請は可能か。
---------	-------------------------------

A：趣旨として重複することから、併用して申請することはできません（重複することが判明した場合は補助金返還の可能性あります）。

Q 5 - 5	運搬経費は、県外の需要者に対する運搬も支援対象となるか。
---------	------------------------------

A：最終需要者は県内の事業者を想定しており、県外の需要者に対しての運搬は補助の対象外となります。

Q 5 - 6	県外の森林から搬出された木材は支援の対象となるのか。
---------	----------------------------

A：対象となりません。

Q 5 - 7	要領別表 1 の②の補助要件①のウに「計画に沿った経路で運搬されていることが証明できること」とあるが、どのような方法で証明するのか。
---------	--

A：原則として、実施計画書に沿って運搬するものが補助の対象となります。そのため、実施計画書において運搬する経路がわかるフロー図を作成し、それに基づく運搬先への伝票等をもって運搬量の確認を行い補助金の交付を行うことを想定しています。

Q 5 - 8	システム計画で想定した素材生産事業者の現場から運搬補助を想定し、実施計画書を提出し補助申請をしていたが、相手方等の契約時期の理由で、当初実施計画書で想定していた現場とは別の現場からも運搬補助の補助申請をしたい場合は、補助対象となるか。
---------	---

A：承認したシステム計画で参画している素材生産事業者の現場であれば、システム計画の趣旨に沿って実証事業を行う場合において、実施計画書と異なる現場であっても運搬補助の対象とすることは可能です。なお、この場合、要領第 9 に基づく変更報告等変更経緯が分かるよう手続きを行ってください。

なお、承認したシステム計画で参画していない素材生産事業者の現場から運搬する作業については、補助の対象にはなりません。

Q 5 - 9	国有林から搬出した材の運搬は対象になるのか。
---------	------------------------

A：民有林での取組の中での支援として想定していますので、対象になりません。

Q 5 - 10	別表 1 の補助要件に記載されている、「林地残材等」の定義はいかに。
----------	------------------------------------

A：森林資源として今まで活用が進んでいなかった枝条、梢端、根本、伐根等の林地残材であり、主に D 材を想定しています。

Q 5 - 11	運搬補助の対象となるものは、間伐材等由来の木質バイオマスだけか。
----------	----------------------------------

A：長野県内の森林から生産される原木、山土場等集積されている林地残材等の利未利用木質資源であれば、間伐材等由来の木質バイオマスだけでなく、一般木質バイオマスも対象になります。本事業においては、地域で活用されにくかった林地残材等の活用を主な目的としているため、木質バイオマス発電所へ供給する中での、間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの区別はありません。ただし、各木質バイオマス発電所において受け入れる基準がありますので、予め調整の上申請願います。

Q 5-12	運搬補助の対象となるものは、森林経営計画の対象森林でないとダメか。
--------	-----------------------------------

A：森林経営計画の対象森林以外の森林でも、補助の対象とすることは可能です。なお、要領には記載していませんが、今後計画的に森林整備を進めていくためにも、森林経営計画の対象森林にするようご検討をお願いします。

6. メニュー③林地残材活用に伴う備品の購入、機械のレンタル経費

備品の購入経費

Q 6-1	備品の購入経費とはどのようなものを想定しているのか。
-------	----------------------------

A：サプライチェーンにおける「山土場」から「木質資源活用施設」間の運材・破砕等に必要な備品とし、アームロール車用チップ運搬コンテナ、チップ選別用ふるい機、枝処理用小型チップパー、機械類掃除用ブロー等を想定しています。なお、各種自動車類、林業機械等で国庫補助の対象となる機械類は補助の対象外とします。

また、中古品についても補助対象としますが、販売者が新品と同程度の耐用を証明し、購入価格が競争入札などにより正当に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものに限りです。

備品の購入経費、機械のレンタル経費

Q 6-2	林地残材活用に伴うというのは、どの範囲のものが対象となるのか。
-------	---------------------------------

A：林地残材を活用する目的として使用するもの（システム計画に基づくもの）が対象になります。同目的の趣旨に沿って使用する場合において、一連の作業として一部林地残材以外のA～C材を利用するものとして使用することは、補助事業の対象とすることは可能です。（サプライチェーンの構築に係る取組に対する支援であり、素材生産現場においては、A～D材まで種々の形態の材が従来混在している中で、本事業はいかに効率的な搬出が可能か把握するための実証であり、一連の作業工程の中で検証することも必要な要素であるためです。）

機械のレンタル経費

Q 6-3	レンタルの対象となる機械について、山側のどこまで認められるか。例えば、素材生産に必要なフォワーダのレンタルは対象としてよいか。
-------	---

A：伐採現場から山土場までの林地残材の搬出経費は既存事業「林地残材有効活用推進支援事業」の支援対象であることから、本事業による支援対象はサプライチェーンにおける「山土場」から「木質資源活用施設」間の運材・破砕等に必要な機械類のレンタル経費とします。

その他、素材生産現場で利用するものであっても、林地残材を効率的に活用する目的としてシステム計画で認められた機械のレンタルであれば、補助事業の対象となります。

なお、他事業の補助と重複するものは補助対象とすることはできません。

機械類のレンタル経費

Q 6-4	木材破砕機などレンタル会社の所有台数が少ない機械について、他社の機械を一時的に借りる場合の経費は対象となるか。
-------	---

A：サプライチェーンを構成する計画作成者間の機械の貸し借りに要する経費は支援対象として認

めません（一連のサプライチェーン内で完結する経費であるため）。但し、計画作成者以外の他社からの貸し借りに係る経費は、その経費の根拠が明確なものに限りレンタル経費として支援対象とすることができます。

機械類のレンタル経費

Q 6 - 5	チッパー機等操作が特殊な機械のレンタルの場合、操縦者をお願いする場合があるが、人件費は補助の対象となるか。
---------	---

A：人件費は補助の対象となりません。補助の対象は機械のレンタル経費に限られます。

7. メニュー④その他（林地残材活用推進に伴う設備の導入経費等）

Q 7-1	その他の経費とはどのようなものが対象となるか。
-------	-------------------------

A：システム計画に基づき、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進めることを目的としたサプライチェーンの運営に必要とするICT関連機器類、ソフトウェア類（但し、汎用ソフトウェアは除く）、システムライセンス（但し、1年以上のライセンスに限る）、及びその他機器類の購入・導入に要する経費を対象としています。

Q 7-2	林地残材活用に伴うサプライチェーンの取組に必要なシステム開発を予定しているが、システム開発のみで補助対象となるか。
-------	---

A：本事業は、木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムとして信頼関係のあるサプライチェーンを構築することにより、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進め、地域の森林整備の一層の推進を図ることを目的としています。同趣旨に沿って、システム計画が計画され、必要な経費に対し補助できるものとなっています。

趣旨に沿って、システム計画が計画され、種々の取組がある中で、結果的に補助金の申請対象がシステム開発のみであった場合は、補助の対象と認めることは可能ですが、システム開発だけを目的とした場合は、事業の趣旨にそぐわない場合がありますので、補助の対象とできない場合があります（あくまで、本事業の支援は、サプライチェーンの構築に向けての取組に対する必要経費との位置付けであり、システム開発を目的とした補助事業ではないため）。

Q 7-3	システム改修の場合、補助対象となるか。
-------	---------------------

A：事業の趣旨に沿ったシステム改修である場合、補助の対象とすることは可能です。